

特別養護老人ホーム「恵福園」入所希望者・申請者 様

特別養護老人ホーム 恵福園
施設長 涌井 巧

入所申込書の提出にあたって（ご案内）

日頃より、当施設の運営にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、当「恵福園」への入所を希望されましたことに厚く御礼申し上げます。現在、当施設をはじめ、十日町圏域の入所施設においては、多数の入所待機者がおられます。

施設への入所基準は、平成27年4月より「新潟県特別養護老人ホーム入所指針」が改正され、次の方々が入所対象者となりました。

- (1) 入所の対象者は、次の①及び②のいずれかに該当する者で常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者
 - ① 要介護3から要介護5までの認定を受けている者
 - ② 要介護1又は要介護2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（特例入所）
- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。
 - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
 - ② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

なお、入所順位については、次の評価基準で決定されることとなりました。

- ① 介護の必要の程度（認知症等による不応行動の多少）
- ② 在宅サービスの利用度
- ③ 主たる介護者・家族等の状況

これらの内容を、入所判定委員会で審査し、公平・公正に点数化し、順位が決定されます。

※ 入所申込書を提出するにあたり、担当介護支援専門員の意見書が必要となります。また、介護保険証の写しの添付もお願いいたします。

※ 「入所申込書」の提出後に状況の変化があった場合には、速やかに当施設までご連絡ください。（例：介護度の変更、他施設への入所、死亡、その他）

不明な点がありましたらお問い合わせ願います。

担当：生活相談員 尾身 隆弘

電話：025-765-3700